

売却区分番号	熊本局 126 - 3		
見積価額	¥724,000	公売保証金	¥80,000
財産の表示	1 所在 霧島市国分広瀬字昆沙門前 地番 1596番1 地目 田 地積 2,036平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	非線引き都市計画区域、用途指定無し 農業振興地域内、農用地区域内		
接道状況	西側が幅員約3.8メートルの舗装市道「小村新田5号線」、南側が幅員約3.8メートル舗装市道「小村新田9号線」に接面しています。		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	所有者以外の者が耕作しています。		
管理状況等	年額4,280円の土地改良区の賦課金が課されています。 令和2年度以降については、耕作者による支払いがあります。		
特記事項	農地のため、農業委員会から交付を受けた「買受適格証明書」の提出が必要です。 土地改良区未納賦課金があります。買受人の負担となります。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	・公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ・掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 ・公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 ・執行機関（国）は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理についてはすべて買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道を含む）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可または登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 ・公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります。 ・公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。		

売却区分番号

熊本局126-3



売却区分番号

熊本局 1 2 6 - 3

住宅地図



熊本国税局公売財産
売却区分番号 熊本126-3

住宅地図

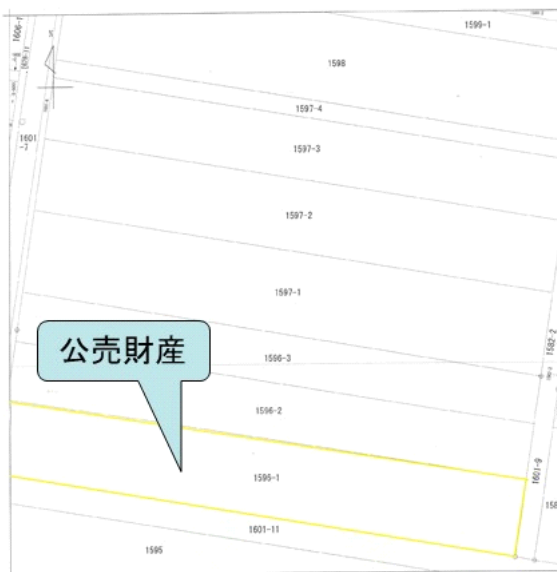


熊本国税局公売財産
売却区分番号 熊本126-3

売却区分番号

熊本局 1 2 6 - 3

見取図



熊本国税局公売財産
売却区分番号 熊本126-3